2026.10.01

指定障害福祉サービス事業所
東近江市社会福祉協議会
ヘルパーステーションハートピア

移動支援事業　重要事項説明書

本重要事項説明書は、移動支援事業の利用を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用いただく上でご注意いただきたいことを説明するものです。

※　本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という）第７７条第１項第８号に規定する移動支援事業を提供します。当サービスの利用は、地域生活支援事業の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1.　事業所を運営する法人の概要 2
2.　事業所の概要・連絡先 2
3.　事業所の営業日 2
4.　事業の目的 2
5.　サービス提供の期間 2
6.　提供するサービスの内容 3
7.　サービス提供の記録等 3
8.　利用者料金 3
9.　利用者負担額のお支払方法 4
１０．利用日の中止・変更 4
１１．サービス提供の終了 4
１２．サービスの利用に関する留意事項 5
１３．秘密の保持と個人情報の保護 6
１４．損害補償保険への加入 6
１５．事故発生時の対応方法 6
１６．サービス事業所の管理者、サービス提供責任者 7
１７．サービス内容に関する相談・苦情窓口 7

社会福祉法人　東近江市社会福祉協議会
ヘルパーステーションハートピア
ヘルパーステーションハートピアサテライトゆうあいの家

2026.10.01

指定障害福祉サービス事業所
東近江市社会福祉協議会
ヘルパーステーションハートピア

1. 事業所を運営する法人の概要は、次のとおりです。

名称・法人名	社会福祉法人　東近江市社会福祉協議会
代表者名	会　長　　森野　才治
所在地・連絡先	〒527-0016　滋賀県東近江市今崎町２１番地１ 電話番号　　０７４８－２４－１３０２ IP 電話番号 ０５０－５８０２－９４７０
設立年月日	平成 17 年２月 11 日

2. 事業所の概要は、次のとおりです。

指定番号	２５１０５００２６３		
主たる 事業所名	東近江市社会福祉協議会ヘルパーステーションハートピア		
所 在 地	〒５２７-００１６　　東近江市今崎町２１番地１		
電　　話	0748-34-1770	IP 電話	050-5801-1378
Ｆ Ａ Ｘ	0748-34-1771		
緊 急 連 絡 先	電　話　080-2473-4964		
サテライト 事業所名	東近江市社会福祉協議会ヘルパーステーションハートピア サテライトゆうあいの家		
所 在 地	〒５２７-０２１２　　東近江市永源寺高野町４３７番地		
電　　話	0748-27-2066	IP 電話	050-5802-9030
Ｆ Ａ Ｘ	0748-27-2067		
緊 急 連 絡 先	電　話　090-6606-1257		
開 設 年 月 日	平成２１年１０月１日		
管 理 者	井戸　育代		
事業実施地域	東近江市内		

3. 事業所の営業日は、次のとおりです。

営 業 日	月曜日から金曜日
営業時間	開始時間　午前８時３０分　終了時間　午後５時１５分
サービス提供日	月曜日から日曜日（ただし、１２月29日から1月3日は除く）
サービス提供時間	開始時間　午前７時００分　終了時間　午後９時００分

4. 事業の目的は、次のとおりです。

東近江市の支給決定に基づき、屋外の移動が困難な障がい者について支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を支援することを目的とします。

5. サービス提供の期間は、次のとおりです。

開始日と終了日 （期間）	サービス提供の期間は、契約締結の日から受給者証に記載されている「支給決定期間満了日」までです。

6. 提供するサービスの内容は、次のとおりです。

事業者は、利用者の居宅等にホームヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を派遣して、社会生活上不可欠な外出、社会参加のための外出の援助を、東近江市の支給決定の範囲内において行います。

〈具体的なサービス内容〉
①社 会 的 移 動…官公庁・金融機関での手続き、理美容、選挙の投票、買い物、通院
②社　会　参　加…福祉大会等への参加、地域行事等の各種行事への参加、各種サークル活動
※営業時間の範囲内で用務を終えるものおよび県内を原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年又は長期にわたる外出の介助はいたしません。
③その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

7. サービス提供の記録等については、次のとおりです。

事業者は、実績記録票をサービス終了後より５年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

8. 利用者負担額については、次のとおりです。

利用に対しては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という）に基づく地域生活支援事業に係る支援費（以下「支援費」）が支給されます。総合支援法に基づく支援費は事業所が代理受領いたします。

利用者は、受給者証の記載内容に基づき利用者負担額をお支払いただきます。

＊生活保護世帯、ガイドヘルプ型の対象者である視覚障害者（児）、申請時の市町村税が非課税世帯は利用者負担額が免除されます。

①サービス利用料金

利用時間	報酬単価	
	身体障害者及び精神障害、ガイドヘルプ	知的障害者
３０分未満	1,780 円	2,040 円
１時間未満	2,820 円	3,230 円
１時間３０分未満	4,100 円	4,690 円
２時間未満	4,770 円	5,620 円
２時間 30 分未満	5,440 円	6,550 円
３時間未満	6,110 円	7,480 円
３時間３０分未満	6,780 円	8,410 円
４時間	7,450 円	9,340 円

〈２人のヘルパーにより訪問を行った場合〉

１人のヘルパーによる介護が困難と認められた場合等で利用者の同意のもと２人のヘルパーでサービスを提供した場合は２倍の利用者負担額をいただきます。

＊２人介護が必要となる場合は受給者証に記載されます。

②その他の料金
外出支援においてヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。
（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

9. 利用者負担額のお支払方法

口座からの自動引き落とし、振込、現金払いの中からご指定いただきます。

１０. 利用日の中止・変更については、次のとおりです。

①利用者の都合により、移動支援計画で定めたサービス利用を中止または変更することができます。
サービス利用の中止・変更を行う場合は、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

主たる事業所　ヘルパーステーションハートピア
０７４８－３４－１７７０
ヘルパーステーションハートピアサテライトゆうあいの家
０７４８－２７－２０６６

②訪問予定時刻までに申し出がなく、訪問時に不在の場合には、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない理由がある場合にはキャンセル料はいただきません。

訪問予定時刻までに申出があった場合	無　料
訪問時に不在の場合	１，５００円

③サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができない事があります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をします。

１１. サービス提供の終了については、次のとおりです。

〈利用者からの申し出〉
契約を終了する７日前までに担当のヘルパーまたは事業所までお申し出ください。
〈事業所からの提供終了〉
以下の場合には、サービス提供を終了させていただきます。
①事業の廃止などサービス提供を続けることができないやむを得ない事情が起きた場合
②利用者が、心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または事実に反する申し出を行い、その結果、サービス提供が困難となった場合
③サービス利用料金の支払いを３ケ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
④利用者およびその家族等その他関係者が、故意または重大な過失により事業者、サービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為やハラスメント行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
⑤利用者が、入院その他の事情により、続けて３ヶ月を超えて本サービスの利用がないことが明らかな場合、または、実際に続けて３ヶ月を超えて本サービスの利用がなかった場合（事業者は、契約を終了させる日の７日前までに利用者に解約の意思を伝えます）
⑥支給決定期間の満了後、東近江市より新たな支給の決定がされなかった場合

１２．サービスの利用に関する留意事項については、次のとおりです。

（１）サービス提供に当たっては、複数のヘルパーが交代でサービス提供をします。

（２）利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、交代を希望される場合には、事業所の管理者かサービス提供責任者までご相談ください。

（３）「住所」および「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにヘルパーにお知らせください。また、担当ヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

（４）ヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

1. 医療行為
2. 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
3. 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
4. 利用者の家族等に対するサービスの提供
5. 飲酒・喫煙および飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
6. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
7. その他、利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動およびその他迷惑行為

（５）ヘルパーは、公共交通機関等を利用した外出支援は行えますが、ヘルパーが自ら運転する車両においての外出支援は、道路運送法第４条の規定に抵触するため行うことができません。

（６）ヘルパーの訪問中、業務に支障を来さないように犬などペットを放し飼いにしないようにご協力をお願いします。

（７）ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

（８）サービス実施のために必要な備品等は無償で使用させていただきます。

（９）ヘルパーの訪問時に利用者の体調の急変やけが等が起こった場合は、以下の通り対応いたします。

①事業所へ指示を仰ぐとともに、状況により相談支援専門員、行政担当者へ連絡いたします。

②契約時にお伺いする緊急連絡先へ連絡いたします。

③必要に応じ、救急搬送を依頼します。

（１０）当該地域の気象状況や自然災害等により、警報等が発令された場合は、サービスの休止や提供日時の変更をさせていただく場合があります。

（１１）ハラスメント行為の禁止については、次のとおりです。

利用者およびその家族等その他関係者は、本事業者の従業者に対し、次の各号に掲げる行為（以下「ハラスメント行為」という）を行わないようお願いします。

① 暴言、侮辱、誹謗中傷、威迫、威嚇、人格を否定する言動
② 身体的な暴力、またはこれに準ずる行為
③ セクシュアルハラスメントその他のハラスメント行為
④ 土下座の要求、過度な謝罪の要求
⑤ 正当な理由のない長時間の拘束、同一内容の繰り返し要求
⑥ 介護保険制度および本契約に基づくサービス内容を超える、不当または過度な要求
⑦ 他の利用者の生活や安全、共同生活の秩序を著しく乱す行為
⑧ その他、社会通念上相当な範囲を超え、従業者の就業環境を著しく害すると本事業者が判断する行為

利用者およびその家族等その他の関係者によるハラスメント行為が認められた場合には、その行為の中止および是正をお願いします。
事業者は、ハラスメント行為への対応にあたり、必要に応じて当該行為の内容を記録し（録画や録音も含む）、家族等、後見人、保険者等、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等、関係機関と情報共有を行うことがあります。
なお、是正が認められない場合や、ハラスメント行為により従業者の安全確保が困難となった場合や信頼関係が著しく損なわれ、適切なサービスの提供が困難と判断した場合は、やむを得ずサービスの提供を中止や契約を解除することがあります。

１３．秘密の保持と個人情報の保護は、次のとおりです。
①担当の職員をはじめ当事業所の全ての職員は、利用者について知り得た情報を、関係者以外の他者に漏らしません。
②個人情報の利用については、利用目的・範囲を「個人情報取扱業務概要説明書」で明確に定め、その内容を説明するとともに利用者の同意を得た上で利用します。（同意書にて、その内容を利用者と事業所双方が確認し、同意を得た上で利用することとします）
③上記の範囲及び法令等の定めに基づく場合を除いて、みだりに個人情報を外部に提供しません。
④利用者に提供する居宅サービスに関しての記録類は、細心の注意を持って取扱い、厳重に管理します。

１４．損害補償保険への加入は、次のとおりです。
利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当事業所加入の保険の範囲内において賠償します。
【保険会社名】　損害保険ジャパン株式会社
【保険名】　社協の保険

１５．事故発生時の対応方法について
サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者の家族、担当の相談支援専門員及び市町村等へ連絡し、必要な措置を講じます。
また、利用者に賠償するべき事故が発生した場合には、損害賠償の手続きを行います。

指定障害福祉サービス事業所
東近江市社会福祉協議会
ヘルパーステーションハートピア

１６．サービス事業所の管理者、サービス提供責任者は、次のとおりです。
なお、サービスについてのご相談やご要望がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

管　　理　　者　　：井戸　育代

サービス提供責任者：井戸育代・元部明江・片山愛・武久千恵美・金田恭子・野口依子
寺田悦子・小笠加穂里・林千寿・奥秀子・澤村妙子・布施久恵・清水さゆり

連絡先（電話番号）：0748－34－1770

１７．サービス内容に関する相談・苦情窓口を当事業所、行政関係機関に設置しています。

（１）サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払い、手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は、下記の窓口で受け付けます。

主たる事業所	東近江市社会福祉協議会ヘルパーステーションハートピア
所　在　地	〒527-0016　東近江市今崎町２１番地１
連　絡　先	電　　話　０７４８－３４－１７７０ ＩＰ電　話　０５０－５８０１－１３７８ Ｆ　Ａ　Ｘ　０７４８－３４－１７７１
サテライト事業所	東近江市社会福祉協議会ヘルパーステーションハートピア サテライトゆうあいの家
所　在　地	〒527-0212　東近江市永源寺高野町４３７番地
連　絡　先	電　　話　０７４８－２７－２０６６ ＩＰ電　話　０５０－５８０２－９０３０ Ｆ　Ａ　Ｘ　０７４８－２７－２０６７
対応時間	月曜日から金曜日　午前８時３０分から午後５時１５分まで
苦情受付担当者 虐待防止受付担当者	管理者・在宅福祉課主幹・在宅福祉課長
苦情解決責任者 虐待防止対応責任者	事務局長

（２）地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場からサービスに対するご意見等をいただきます。

（３）その他の苦情受付機関

東近江市役所 障害福祉課	所　在　地　〒527-8527　東近江市八日市緑町 10 番５号 電話番号　０７４８－２４－５６４０ ＩＰ電話　０５０－５８０１－５６４０ ＦＡＸ番号　０７４８－２４－５６９３ 対応時間　月曜日から金曜日（祝祭日除く）8:30～17:15
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	所　在　地　〒525-0072　草津市笠山７丁目 8-138 県立長寿社会福祉センター内 電話番号　０７７－５６７－４１０７ ＦＡＸ番号　０７７－５６１－３０６１ 対応時間　月曜日から金曜日（祝祭日除く）9:00～17:00

2026.10.01

指定障害福祉サービス事業所
東近江市社会福祉協議会
ヘルパーステーションハートピア

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

この説明書により重要事項を説明した日

令和　　年　　月　　日

事業所名　　指定居宅サービス事業所　２５１０５００２６３

東近江市社会福祉協議会ヘルパーステーションハートピア
滋賀県東近江市今崎町２１番地１

東近江市社会福祉協議会ヘルパーステーションハートピア
サテライトゆうあいの家
滋賀県東近江市永源寺高野町 437 番地

説　明　者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

本　　人　　住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人代理人（代理人を選任した場合）

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人との関係　＿＿＿＿＿＿＿＿